

令和3年度

産業祭開催事業補助金

評価表

NO.

27

所管部課名	農林水産部農政課	担当者	屋久 清文					
事業費名称	産業祭開催事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 産業祭開催事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和3年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	3,600千円	千円	3,600千円	千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	観客数	35,000人	令和5年					
成果指標②	参加者数(出店数)	80店	令和5年					
補助対象者	産業祭&JAフェスタ実行委員会							
補助対象経費	会議費、式典費、広報宣伝費、舞台及び音響等の設置に係る経費、警備費、イベント費等							
補助対象事業・活動の内容	産業祭の実施による農林水産業及び商工業の振興や地場産業の重要性に対する市民の理解を深めるための優秀産業家の表彰やイベントの開催(令和2年度はコロナ感染症対策により中止)							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算に計上した額 令和3年度3,600千円							
上記項目の積算方法	会場設営費、消耗品費、謝金等の積上げ、前々年実績を参考に、イベント全体に係る経費から協賛金、負担金を差引いた金額を補助金額として積算							
補助を 受ける 過去3カ 年の事業 (団体) 等の 決算状 況	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	119,507	2.9%	101,510	2.5%	0	
		会費収入		0.0%		0.0%		
		事業収入		0.0%		0.0%		
		寄付金・その他助成	119,507	2.9%	101,510	2.5%	0	
		市補助金	3,383,180	83.1%	3,366,965	83.4%	0	
		各団体負担金	570,000	14.0%	570,000	14.1%		
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%	0	
	計	4,072,687	100.0%	4,038,475	100.0%	0		
	支出	事業費	4,048,795	99.4%	4,016,245	99.4%	0	
		人件費		0.0%		0.0%		
		その他事務費	23,892	0.6%	22,230	0.6%	0	
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		
計	4,072,687	100.0%	4,038,475	100.0%	0			
支出計/前年度支出計			99.2%		0.0%			
自己資金/前年度自己資金			84.9%		0.0%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%					
交付件数	1		1		0			
成果指標の推移①	31,000人		29,000人		0			
成果指標の推移②	76店		72店		0			
特記すべき事項等	【前回評価】・補助金ありきで実施するイベントとにならないよう、補助金等の趣旨や目的を再確認されたい。・負担割合について、各団体と協議されたい。併せて、展示のための出店料を求めること等も協議されたい。							
	【前回評価への回答】・補助金については、産業祭の趣旨に沿って計画的に進めて参りたい。・各団体の負担金については、令和2年度に協議する予定であったが、コロナのため、中止となり、今後、協議を進めたい。							
	【事業のPR方法】広報誌、FMさつませんだ、チラシによる広報							
	【費用対効果】①観客数 ②参加者数(出店数) 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】市補助金額は、当初予算額から執行残額を差し引いた額、執行残額は市補助金の取扱いにより市に返納している。翌年度への繰越金はなし							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民に本市の農林水産業や商工業の現状や地場産業の重要性を理解してもらうためのイベントであり、公益性は高い
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	各種団体の関係者から成る実行委員会への補助であり、平等性の視点からも十分必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	市民も毎年楽しみにしているイベントの1つであり、約3万人を集めるなど成果を収めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市が主体となりながら、民間を含む各関係団体が多く関わり、各団体と連携して事業を実施している。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	イベント運営全体に必要な経費から、出店協賛金と9団体協議会等の負担金分を差引いた経費を補助金額として算出している。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	イベント運営全体に必要な経費から、出店協賛金と9団体協議会等の負担金分を差引いた経費を補助金額として算出している。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 市民も毎年楽しみにしているイベントの1つであり、市民ニーズも高く、農林水産業、商工業の振興に大きく貢献している事業である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 毎年開催している、幹事会及び実行委員会（年各3回）において、引き続き、市民に期待される事業として審議していく。		≪まとめ≫

産業祭開催事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる産業祭開催事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 産業祭開催事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、産業祭の実施による農林水産業及び商工業の振興並びに地場産業の重要性についての市民の理解の促進に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 産業祭開催事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 産業祭開催事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会議費
- (2) 式典費
- (3) 広報宣伝費
- (4) 舞台及び音響等の設置に係る経費
- (5) 警備費
- (6) イベント費
- (7) 事務局費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、産業祭の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 産業祭開催事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年10月31日とする。

(交付の基準)

第6条 産業祭開催事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に産業祭開催事業補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 産業祭開催事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 産業祭開催事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果を用いる。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 産業祭の参加者数
- (2) 産業祭の観客数
(補助事業者等の責務)

第9条 産業祭開催事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農林水産業及び商工業に係る行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 産業祭開催事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成21年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。